

神戸市個人情報保護審議会 第11回 制度審議部会

議 事 録

- 1 日 時 平成16年9月9日(火) 午前10時～
- 2 場 所 神戸市役所1号館 14階 A 1会議室
- 3 出席者
 - ・神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会委員(50音順・敬称略)
荒川 雅行、西村 裕三、松浦 克彦、三原 敦子、山下 淳
 - ・事務局
市民参画推進局次長 川野 理、市民参画推進局参事 杉本 和夫 他
- 4 議 題
 - ・電子計算機処理の制限について
 - ・適正な維持管理について
 - ・指定管理者について
- 5 会議資料 別紙のとおり
- 6 傍聴者 1名

1 利用目的の明示について

前回（第10回）審議途中であった利用目的の明示について、事務局から改めて、説明が行われた。

- ・ 国の制度では保有している個人情報ファイルだけを届け出対象としており、行政機関法第10条2項の1号から11号などの除外される場合があるという説明が事務局からあった。

国の場合はすべての事務について、ファイル簿を作成しておらず、本市の場合には、すべての事務について届出制度が設けられ、利用目的等を明示することになっている。それが市民に公表されているので、この法律のような利用目的の明示規定を改めて設ける必要はないのではないか、と考えられるという説明だったと受け取った。この点いかがか。

- ・ 確認だが、この行政機関法の第4条の適用というのは、個人情報ファイルが公開されていないものについての規定だというふうに理解していいわけか。

事務局 条例との比較では、そのような方向で理解している。

- ・ 例えば、4条に基づいて利用目的を明示しなければいけない例というのは、どういう例になるのか。具体例が何かあれば教えて欲しい。

事務局 国へ問い合わせた際には、具体的な例示というのはなかった。

- ・ 神戸市との比較で言えば、国の場合のファイルの目的というのは、かなり細くなる。市の場合はファイル単位ではなくて事務単位で整理をしているから、目的が大きくくりである。制度上は、あらゆる個人情報の取り扱いに関する事務だが、1,400ぐらいにくくってるわけだから大ざっぱな目的でくくっているということになる。個人情報ファイルを採用しないという議論はしたが、その登録簿があるから利用目的の明示については必要ないと直ちに言えるだろうか。

事務局 税金事務では収納ということだけで事務届け出をしているのではなく、課税、滞納、口座振替などいろんな項目に分けて登録簿をつくっているのだから、結構な分量になる。

登録簿をつくり、6年が経過しているので、先ほどのホームページの公表と同様に、これを機会に、事務の目的をさらにわかりやすく、明確にした形で現行の登録簿の充実を図っていきたいと考えている。もう少しきめ細かく明確に、わかりやすい形で、さらに充実をしていきたいと考えている。

- ・ 国の場合、取扱いの個人情報の件数が1,000件以下の場合は個人情報ファイルに入らない。神戸市の場合は、1,000件以下の場合というのはどういう取り扱いなのか。

事務局 1,000件以下も同じく、届出の対象となる。

- ・ 1,000件以下も含めて1,400件ということか。

事務局 そうだ。

- ・ 神戸市の場合は、ファイル単位ではなくて事務単位だから、大きく事務をとらえている。

事務局 事務単位でやっているのだから、非常にわかりやすいという面がある。ファイル単位だとそのあたりがわかりにくいという点もある。また、登録簿をもとに、さらに細

かく事務目的を説明できる。事務の単位でどんな情報を集めているかということを知りやすい形でオープンにしようということだ。

- ・ 市の登録簿と比べて、ファイル単位の方は、利用目的が狭い範囲で限定されるのではないかとことをいった。取っかかりになるかどうかという話ではなく、利用目的の範囲を超えた利用の場合には、目的外の利用提供の制限がかかってくるので、行政機関法ではそのための判断基準として利用目的を明示することが必要になってくるのではないかと。

事務単位で登録簿等に表示されている利用目的ということで全部理解していくという処理の仕方だと、国の、そのファイル簿よりは、利用目的で大きくりという点が気になった。

事務局 その点はあるかもわからないが、充実を図っていきいたいということだ。また、説明を求められれば、当然さらに細かく説明を申し上げるという運用だ。

- ・ 市民にとってどうかというのは、あまり問題ではないと思う。むしろ市の機関が保有している情報を、どう使っていくかという枠組みの話だと思う。

事務局 登録簿をつくることによって、行政の方にも緊張感が生じるし、他方、これを市民に利用いただくという二つの面で、登録簿は非常に重要な制度と考えており、充実していきいたいと考えている。

- ・ 目的の明示に関連すると思うが、国の場合には本人収集原則についての規定はなく、条例の方は第7条で個人情報を収集するときは本人収集原則が掲げられている。本人との関係では、収集、利用目的が明示される。利用目的の明示が必ずそこで保障されているというふうには言えるのではないかと。その目的のくくり方が、市の方が大きいというのは指摘のとおりだとは思うが、目的の明示ということに絡んでいくと、やはり本人収集原則が前提になっているか否かということも関係する気がする。
- ・ 本人収集するに当たって、本人にどういう理由で収集するのか、どういう目的で使うのかというのが、正確に伝えられた上で収集しているかどうかという、問題かなと思う。もちろん、本人収集の原則があるのだから、あえてなくてもという議論もあり得るとは思う。

事務局 指摘は十分理解しているので、いろんな手段を使って明記するということは、非常に重要なことだと思うので、さらに、ホームページの充実とか、日ごろの事務打ち合わせとか、運用において徹底していきいたいと考えている。

- ・ 行政機関法における利用目的の明示に関する規定を、新たに条例に盛り込むか否かについては、事務局は運用で対応して、そういう規定を設ける必要まではないとのことだが、結論としては、それでよろしいかと。

異論がないようなので、法律に準じて利用目的の明示規定を設けるということはないということにしたいと思う。

2 電子計算機処理制限について

事務局から、電子計算機処理の制限について、説明が行われた。＜資料11-2、11-3、11-4で説明＞

- ・ 新規電子計算機処理の前に審議会の承認を得る必要がある電子計算機処理の制限する規定、センシティブ情報の電算処理を原則として禁止する規定、あるいは電算機のオンライン結合を原則として禁止する規定、主に3つの内容にまとめられているが、それぞれについて検討したい。
- ・ 資料の11-3で、神戸市としては名古屋市のような人的、物理的、技術的情報保護対策を講じる旨の規定について考えていないのか。

事務局 この規定が他の関連規定で全くないのであればともかく、現行条例に基づきデータ保護管理規程があり、これにより人的、物理的、技術的情報保護対策を講じているので、条例に明記する必要まではないと考えている。

- ・ 事前承認ということで、かなり徹底してやっているが、懸念されるのは、パスワードとか様々な取り扱いのところで、そのところをより厳格にしないと、事前承認しても意味がないというところがある。そのところは今の話とデータ保護管理規程ということになる。その点、運用上どういうふうに見ていくかというところが一つのポイントだと思う。
- ・ ポイントの一つ目は、データ保護管理規程という形が形式としてふさわしいのかということだ。名古屋市の場合は個人情報保護条例とは別に電算処理に関する人的、物理的、技術的情報保護対策に関する条例をつくっているが、神戸市の場合はデータ保護管理規程が対応するというけど、形式としてふさわしいか。二つ目は、現行のデータ保護管理規程というのが内容的に適切かどうか。適切さを検討する外部的な目が全然ないというところかどうか。三つ目は、審議の際、決まりきった個人情報保護対策が説明されるが、事前承認制度は形骸化していないかという問題がある。
- ・ 今、質問のあった最初の点だが、名古屋の対応は、現行の個人情報条例の中にこういう規定を設けるというのではなく、別につくるということか。
- ・ 資料11-8の2ページ目にあるが、別に条例で定めるところにより講じなければいけないということなので、別に条例をつくったのではないのか。

事務局 そのような話を聞いたことがある。

- ・ セキュリティポリシーみたいなものを条例化しているということか。

事務局 条例で、確かこのような人的、物理的、技術的保護対策を講じるということで、この詳しい規定は別の条例に送っているということだったのではないのか。

事務局から、データ保護の現状について説明がされた。

- ・ データ保護管理規程を、そごのないように、今回の条例改正にあわせて見直すという考えか。

事務局 必要あれば、その都度見直すという考え方なので、最終的に個人情報保護条例とそごが生じるのであれば当然見直すということも考えたい。

- ・ 名古屋市が新たに制定した条例の中身は、内容的には電算処理に係るデータ保護管理規程と同じだという理解でいいのか、条例で定めるか、規程で定めるかという、その違いだけなのか。

事務局 名古屋市が条例化したということは聞いている。内容的にはセキュリティポリシーを条文化されたというような内容では聞いている。データ保護管理規程の内容で、

そう大きく違いがあるかどうかという詳細な分析までできていないが、趣旨的には、そう大きな違いはないと思っている。

- ・ 電算処理に係る個人情報の保護という観点では、やはり個人情報保護条例だけでは十分な対応はできないので、どうしてもそういう人的、物理的、技術的観点からのセキュリティ対策というような形で補っていかないといけない。セキュリティポリシーで大枠みたいなものを定めて、その下にこのデータ保護管理規程をまた整備して、そして対策を十分に講じてるというのが、どこの自治体もやってる対応だと思うが。

- ・ データ保護管理規程を条例化するという気はないのか。

事務局 今のところ条例化ということは、考えていない。

事務局 名古屋市がこういった形で条例で定めていると聞いているが、政令市あるいは近隣の都道府県は、こういった形の条例は定めておらず、いわゆる内部的な規定によって事務の執行を確保してるというような状況である。

- ・ その電算機処理に対する制限、全般を見ても他市との比較をすると、本市の場合はかなり厳しいと内容になってるような印象がある。

行政機関法には全くこういう規定はないということで、今問題になったのは名古屋市のように別の条例をつくってセキュリティ対策を明らかにするというやり方もあるかもしれないが、内容的にはすでにほとんど神戸市と同じような内容を、データ保護管理規程で対応してるということのようだ。

- ・ たしかにデータ保護管理規程というものが存在して、人的、物理的、技術的情報保護の対応は行われているということだが、条例の上では、具体的な規定は存在していないように思う。個人情報保護条例において、別途定める保護規定による取り扱いを行うということまでは明記されていないのか。

事務局 明記はない。直接ではないかもわからないが、適正な維持管理という全般的なベースとなる規定であるので、ここから規定していると思っている。

- ・ 保護条例の8条というのは、極めて抽象的な規定になっているが、この抽象的な規定とデータ保護管理規程との間を直接結ぶような、例えば別途委任規定を設ける形式を考えることは、どうか。つまり、データ保護管理規程そのものを、条例化することまでは無理だとしても、何らかの細則なり規定を設ける形での処理はできないのか。
- ・ 名古屋市の条例を見たが、要するにセキュリティ対策をすることの根拠規定を、条例の中に設けてはどうかということか。
- ・ そうだ。
- ・ 事務局の説明では、8条の適正な管理のために必要な処置を講じるという中に、当然セキュリティ対策が含まれているという説明だった。
- ・ データ保護管理規程には、1条の目的で保護条例に基づく運用についての指針であり、運用や信頼確保のための規定であるとは書いてあるが、条例側から何も書いてない。むしろ、そこをはっきり条例からの委任なり、条例に書かれている抽象的なものの実現としてはこういうものがあるんだとしておいた方が、その保護を図ってるということが明確になるのではないか。

事務局 今の点、研究したい。セキュリティについての条例改正があって、特別に規定を設けているのかどうなのか、他府県の状況も、勉強したいと思う。

- ・ 最近、電算処理、ネットワーク化が普通になってきた。しかし、そういう状況に対しては、便利さと同時に市民としては非常に不安を感じている。それが適切に運用されているかどうか市民にはやっぱり不安が残る。市民から見てどういう形で人的、物理的、技術的な対応措置がとられているのか、何かあったときに、一時停止その他の措置も含めた対応をとるようになってきているのかといったことも含めて、市民に見える形で示さなければいけないのではないかと。神戸市のように、市の内部規定で適切に対応しているから問題ないということでもいいのか。最近の名古屋市の例や、いくつかの市で住基ネット絡みでの特別条例を出しているし、それも基本的には同じことなんだろうと思う。

もちろん条例で決めなければいけないことではないが、条例で決めるということの、市民から見た意義をどうとらえるか、その点はあると思う。また、純粹の内部規定ではなく条例とのつながりが見えるような形で委任規定、委任規則みたいな形をもっていくというのも一つかなと思う。

- ・ セキュリティポリシーは、市もつくっているのか。

事務局 一番基本的な考え方のセキュリティポリシーはつくっている。

- ・ 大枠はセキュリティポリシーをつくっていて、それでまた、この保護管理規程という、より詳細な、具体的な規定を設けているということか。

事務局 それから個別システムごとに具体的な運用のルールをつくっている。

- ・ セキュリティポリシーという大綱みたいなのがあって、このシステム、セキュリティ対策が動いている。最初の個人情報保護条例とセキュリティポリシーとがあるから、それでいいのではないかという気がする。セキュリティポリシーそれ自体はもう市民に明らかにされているだろう。
- ・ 個人情報保護条例との関係がここで出てくるが、より根源的にはセキュリティポリシーは一体どういう形式で決めるべきなのかという問題だろうと思う。

従来、民間も行政も含めてセキュリティポリシーは、行政の内部管理の問題だととらえられてきたが、本当にそうなのかという問題だと思う。そういう意味では、必ずしも個人情報保護条例の電算処理のところをつなぐのがいいのかという問題はあるのかもしれない。

また、事前に審議会に関与させるのであれば、審議会に一体何を議論してもらうのか、審議会としてはどういう観点からチェックができるのかといったことも含めて考えないといけないのではないかと。一つは人的、物理的、技術的な安全対策といったようなところ、それも形式的なところと個別の案件に対応した実質的なところというのをどこまで審議会に示して議論するのか。事前ではなくて、動き出してからモニタリングとか、外部監察をするのかといったことも含めて考えないといけないということだと思う。

ただ個人情報保護条例の審議との関係で言えば、議論がずれる。専門家を入れた形で、このデータ保護管理規程について、これでいいのかどうかということになるが、この場合はそぐわない。例えば8条でその辺を絡ませていくとか、要するに運用のことも少し表に出しておくということは、市民にとっては一番気になっている部分であるわけだし、条例改正のポイントの一つになると思う。

- ・ 現行条例においては適正な維持管理に関する規定があるだけなので、それ以上にもう少しセキュリティ対策に言及したような規定を設けたらどうかということか。

事務局 データ保護管理規程について勉強して、報告をしたい。

- ・ その次の議題が適正な維持管理というようなことになっているので、電算処理の制限に関する問題については、現行条例を維持するということで了解であれば、その先に進みたいと思うが、その点についてはよろしいか。
- ・ 各委員 異議なし。
- ・ 電算処理の制限については、現行条例どおりということにしたい。

3 適正な維持管理について

事務局から、適正な維持管理について、説明が行われた。〈資料 1 1 - 5 で説明〉

- ・ 8条についてどうするかについて、正確性、最新性と、その適正管理のための必要措置、必要なくなったものの確実かつ速やかな廃棄、消去、これは当然定めておかなければいけない。したがって現行条例を維持するというのが結論だろうし、それ以上、余りここで議論しても仕方がないと思う。

問題なのは、8条の規定が条例施行以来、この8条の規定を踏まえてどういうことをしてきたのかを我々あるいは市民にわかるように示してもらわないと、議論しようがないと思う。ただ、それは8条の問題ではなくて、8条を踏まえてどのように適正な維持管理が行われてきているかという議論だから、別の議論になると思う。

例えば今、少し説明があったデータ保護管理規程について、この内容が妥当なのかどうか、あるいは電算処理に関するデータ保護管理規程というのはあるけれど、電算処理されていないマニュアルについてのデータ保護管理はどうなってるのとか、その他いろいろ気になる箇所はあるが、その議論をしても仕方がないだろうと思う。適正な維持管理、8条に関しては、内容的には必要なことが書いてあるというふうに考える。

- ・ 条例改正の観点からすると、この規定はこのまま残してもいいということだ。ただ、実際の運用がこの規定に基づいてどう流れてきたかというような説明がもう少し欲しかったということか。
- ・ ただ、その議論をしようとする、条例改正の議論と離れてしまうから、この場がふさわしいのかどうか気になる。気になってるのは、例えばデータ保護管理規程、これ外部監査はどうなっているのか。

事務局 毎年いわゆるデータ保護に関する届け出等出してもらっている、基本的にそれに対応をしている。外部監査については、現在のところ直接的にはできていないという状況である。

ただ、データ保護管理規程には、今回条例の改正等のことで審議いただいているので、その辺との、そごのないような形で当然、見直しをしてきたいと思っている。

事務局 情報公開条例を制定したときに、文書管理についての基準が一部遅れていた面もあったので、文書管理規程等の修正をした。個人情報保護条例の見直しにおいて、またデータ保護管理規程についても改正が必要な部分について、改正をしないといけ

ないのではと考えている。

- ・ 正確性というのはよく言うが、実際にチェックはどうしているのか。
- 事務局 いろんな場面において、誤りとか間違いがあれば、これを修正している。住所の変更とか生年月日の変更というのは常にやっている。例えば、いろんな事務の発送する段階あるいは市民から連絡いただくとか、そういった形で日々の中で、正確性というのは確保していく。
- ・ 本人からの訂正請求があれば当然それはわかると思うが、そういう場合以外のことで質問したと思うが。

事務局 例えば機械的なチェック等、データとの関係でということか。

- ・ 機械ではなく、中身についてだが。
- ・ この8条の正確性を意識した対応というのは、神戸市だけでなく、どこでも多分ないと思う。要するに届け出がされた場合に直すとか、あるいは職員が調査してわかったから直す、そういう知り得た形で、修正していくというのはあると思う。正確性を確保するために特に何かをしているかというのと、多分ないだろう。これは全国的にそうだと思うが。

事務局 8条の規定は、簡単な規定かもしれないが、実務的には、非常に重い規定と考えている。適正な維持管理ができないと、信頼感が低下する。たしかに規定を充実するというのも非常に重要なことだが、職員の意識啓発や、個人情報の取り扱いを徹底するというのも重要なことだ。

特に、ことしの1月から5月にかけて、各職場等に行って、具体的な事例に基づいて研修をやっている。特に課長級あるいは係長級、部長も含めた研修を約50回程度、あわせて2,300人程度の規模の大規模な意識啓発、研修を実施した。

条例施行のときも、大規模な研修を、各局、各課に行って説明した。また、意識啓発、個人情報の適正な管理の徹底というテーマで常に研修をし、常に危機感を持ってもらっている。可能な限り年に一回程度は、各職場に行って、職場の実情に応じた職場研修を行って、意識啓発をさらに徹底するということを継続的していきたいと考えている。規定の充実も重要だが、あわせて個人情報を直接取り扱う職員、その意識啓発も非常に重要なので、8条に基づいて研修をやっている。

- ・ 条例の解釈の関連でいうと、現状のまま残す必要があると思う。
- それと、先ほどの関連で、どう訂正するかという問題が宿題として残っているので、この検討課題については、このぐらいにしたい。

4 指定管理者について

事務局から、指定管理者について、説明が行われた。＜資料11-6、11-7で説明＞

- ・ 現行の第13条、第14条の事務の受託者の範囲について、今回の地方自治法の改正によって新たに設けられた指定管理者について明示の規定を設けるという趣旨だったが、この点に関していかがか。

- ・ 神戸市が指定管理者の制度をどういうふうに使っていかれるのかというのが、説明がなかったのでよくわからない。現在は直営か外郭団体等への委託で処理をしているかと思うが、指定管理者に公の施設の管理運営を委ねるということになって、従来のような委託と同じ取り扱いをするということになれば、要するに個人情報保護のレベルを下げるということになる。直営であれば実施機関として個人情報保護条例が直接適用される。外郭団体等であれば出資法人で、実施機関に準じた取り扱いをするようになっている。現在の公の施設における市民の個人情報保護については、そういうレベルにある。要するに実施機関としての対応と、出資法人としての対応というところがある。

今度は指定管理者に管理を委ねるということになると、通常の管理委託と同じような個人情報保護措置しかとられない。そうすると個人情報保護のレベルとしては、下がるという対応になる。

事務局　　そういうことはあってはならない。指定管理者は議会の議決で決まり、秘密の保持原則、適正な管理原則、個人情報保護条例を踏まえた形で非常に細かな個人情報取り扱いの特記事項を定めて、協定書とともに契約を結ぶというような形をとっている。

- ・ 指定管理者に対する対応として出てきているのは、一つは実施機関にするというのがある。あるいは出資法人と同等の取り扱いというのがある。従来のような公の施設の委託に当たっては、指定管理者の場合には、まさに行政処分権限も含めた全部の管理が委ねられるから、単純な業務委託と同じ扱いでいいのかが気になるところだ。
- ・ その点については、また次回に検討したい。